

共同溝とは

道路局路政課道路利用調整室

大野係員

るものには、どんなものがありますか。

法第二条で「公益事業者」や「公益物件」についての規定(※)がありますよね。「電線、電話線、ガス管、水道管など僕たちの生活になくてはならない大事なものが入っているんですよ」というような回答になると思いますけど。

※ 第二条 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

3 この法律において「公益事業者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)による第一種電気通信事業者

二 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)による一般電気事業者、卸電気事業者又は特定電気事業者

三 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)による一般ガス事業者又は簡易ガス事業者

四 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)による水道事業者又は水道用水供給事業者

五 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)による工業用水道事業者

六 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道管理者

七 流域下水道管理者又は都市下水道管理者

4 この法律において「公益物件」とは、公益事業者が当該事業の目的を達成するため設ける電線、ガス管、水管又は下水道管をいう。

5 この法律において「共同溝」とは、二以上の公益事業者が公益物件を收容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。

え〜！ テストですか。

坂上係員

当たり前じゃない。小学生に質問されて「わかりません」なんて言えないでしょ！ ちゃんと質問に答えられるようにしておかないと。じゃあ、まず第一問。共同溝は、なぜ必要なのでしょううか。

大野係員

共同溝の整備等に関する特別措置法第一条で、「路面の掘さくを伴う地下の占用の制限と相まって共同溝の整備を行うことにより、道路の構造の保全と円滑な道路交通の確保を図ることを目的とする」と書いてありますよね。だから、小学生向けの回答としては、「道路工事を少なくして交通渋滞を減らしたり、遊んでいて電柱にぶつかって怪我したりするのを防ぐため」ところですかね。

坂上係員

まあ、そんなところね。じゃあ、第二問。共同溝の占用ができる物件、つまり共同溝に入れ

坂上係員

そうね。共同溝法上の公益物件は、道路法第三十六条で規定されている義務占用物件とほとんど同じだから、以前話したように公益性が高い物件として、入溝の対象となっているんだけど、小学生向けの回答としてはそんなところ

(コピーを切り抜き、台紙に張り付けている坂上係員)

大野係員

坂上さん、何をしているんですか？

坂上係員

来週、地元の小学校の社会科の授業の一環で、共同溝の内部の見学があって、担任の先生から参考になる資料を作ってほしいと頼まれたので、初めて読む人にも分かりやすいパンフレットを作っているんだけど、パンフレットって結構作るの難しいのよね〜。

大野係員

え〜、僕もまだ中に入ったことないですよ！ 僕にも手伝わせてください。その代わり、僕も中に入りたいんですけど…。

坂上係員

いいけど、じゃあ、大野君が共同溝をどれだけ知っているかテストして、そのテストに合格したら、手伝わせてあげる。

大野係員

かしら。それじゃ、これが最後の質問。共同溝が整備されるまでの一連の流れを簡単に説明してみて。

大野係員

そんな難しいこと、小学生は聞きませんよ！

坂上係員

別に小学生が聞くか聞かないかで質問しているわけじゃないわよ。大野君がどのくらい理解しているかと思つて。だから最初にテストつて言つたじゃない。できなかつたら、共同溝見学できないわよ！

大野係員

わあ、待つてください！ 答えます、答えますつてば。

まず、法第三条の規定に基づき、国土交通大臣が共同溝を整備すべき道路を指定します。次に法第五条の指定に基づき、道路管理者が共同溝の建設について公益事業者へ建設を希望するか否か意見を求め、公益事業者は意見を道路管理者に申し出ます。そして要件が整えば、道路管理者は共同溝の建設を行うこととなります。その際に、法第六条の規定に基づき、道路管理者は占用予定者から意見を聴取したうえで共同溝整備計画を作成することになります。

渡邊課長

すごいじゃないか、大野君。いやあ、よく勉強しているね。

大野係員

いやあ、それほどでも。

渡邊課長

ついでに、私からも質問させてもらおう。法第四条で共同溝整備道路における許可等の制限の規定が設けられていて、共同溝が整備される場合には、その区間における道路の車道の地下の占用については原則許可しないとされているけど、これはどうして分かるかい。

大野係員

この法律の目的が、掘さくの繰返しを防止することによって、道路の構造の保全を図ろうという趣旨になっているからですか。

坂上係員

共同溝を整備するというのに、同じ場所での道路の掘さくがあちこちで行われたら、共同溝を整備する意味がないですね。

渡邊課長

そうなんだ。法第三条第一項で、共同溝を整備すべき道路として指定できる対象を、「交通が著しくふくそうしている道路又は著しくふくそうすることが予想される道路で、路面の掘さくを伴う道路の占用に関する工事がひんぱんに行われることにより道路の構造の保全上及び道路交通上著しい支障を生ずるおそれがあると認められるもの」と規定しているのを読むと、そういう理由が理解できるよね。とはいっても、

小学生にここまで説明する必要はないと思うけどね。

大野係員

坂上さん、僕テスト合格ですよ。

坂上係員

何か最後のほうは、だいぶ課長に助けられていた気もするんだけど…。

渡邊課長

まあ、大野君もけっこう勉強しているようだし、合格でいいんじゃないかい？

坂上係員

課長がそうおっしゃるなら、合格にしましょう。

大野係員

じゃあ、僕も共同溝見学行けるんですね。

(終業のチャイム♪)

坂上係員

あつ、今日は早く帰らなくちゃならないんだつた。じゃあ、大野君。このパンフレットの続き、作つておいて。それじゃ、お先に失礼します。

渡邊課長

(なんだ、最初からそのつもりだったんだ…)

大野係員

(うーん、うれしいような、うれしくないような…)